

JICA-CM4TIP 通信

No.13/2016.7.11

- 第1回合同調整会議 (JCC) 開催
- アメリカ国務省人身売買報告書
 - タイは最低階層から格上げ
 - ミャンマーは最低階層に
 - ラオスは第2階層監視国

タイ・メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト

- ◇ タイおよびメコン地域において人身取引被害者に対する支援対策が効果的に行われるために、JICAでは被害者保護・自立支援に協力します。
- ◇ 当プロジェクトは2015年4月から4年間の予定で、人身取引被害者の生活再建支援のため、ケースマネージャー (CM) 等の能力向上や被害者のエンパワメント、周辺国との協働を目指す活動を実施します。

CM4TIP : Case Management for Trafficking in Persons の意味。
詳細は HP (<http://www.jica.go.jp/project/thailand/016/index.html>) をご覧ください。

第1回合同調整会議(JCC) 開催

- 6月30日に、第1回 JCC が開催されました。
- プロジェクト開始から15ヶ月間の活動報告とベースライン調査の結果が報告され、第2年次の年間計画も承認されました。



新たに作成のタイ人帰国被害者支援パンフレットを紹介する百生チーフ

第1回プロジェクト合同調整会議が開催されました

JICAの技術協力プロジェクトは、日本と相手国政府が共同で実施するため、その運営について意志決定機関として日本側 JICA 事務所とカウンターパート機関の高官からなる合同調整会議 (Joint Coordination

Committee: JCC) が設置されます。当プロジェクトにおいては、昨年のタイ政府の社会開発人間安全保障省の組織改編の影響もあり、プロジェクト開始から15ヶ月経った6月30日に第1回目の JCC をようやく開催することができました。

日本側の JICA タイ事務所、在タイ日本大使館、タイ側は社会開発人間

安全保障省の次官自らが議長をつとめ次官補、主席監察官といった省の幹部、直接のカウンターパートである人身取引対策部 (DATIP) の部長、エキスパート、被害者保護・権利保護課長や、関連する4つの人身取引被害者保護長期シェルター (男女2カ所づつ) の所長、プロジェクト対象県のチェンライ県、パヤオ県、ウボンラチャタニ県の社会開発・人間安全保障事務所の所長及び各県の短期シェルターの所長が出席して行われました。

出席者の紹介の後、DATIP のスワリ一部長からプロジェクトの概要説明及び、15ヶ月間に実施された活動の報告が行われ、引き続いて百生チーフ・アドバイザーが、ベースライン調査の結果報告と年間計画を提案しました。

ベースライン調査ではプロジェクト開始時における、タイ人帰国被害者への政府および NGO による支援の実態を対象県毎に示し、また必要と思われる支援と実際に行われている支援とのギャップを示したところ、議長からも非常に重要なデータだと指摘され、今後のプロジェクトの活動による改善に期待が寄せられました。

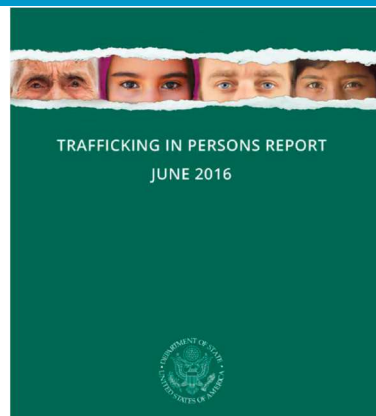
年間計画についても、直近7月のウボンラチャタニ県とチャンパサック県の国境協力会議や、チェンライでの山岳民族の反人身取引コーディネーター育成研修について、対象県の所長はじめ出席者の発言があり活発な議論が交わされました。



写真：(中央から左に) マイトリー次官、JICAタイ事務所田中所長、木下次長、小田業務調整員、在タイ日本大使館永田一等書記官 (右に) ウィタット次官補、サワニー主席監察官、百生チーフアドバイザー、在タイ日本大使館真辺専門調査員、DATIPスワリ一部長



アメリカ国務省人身売買報告書 2016 公表される



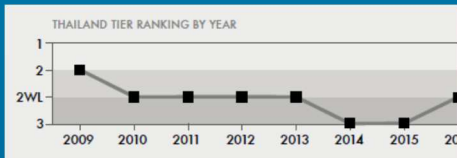
- タイは最低階層から格上げ
- ミャンマーは最低階層に
- ラオスは第2階層監視国

タイは最低階層から脱出

2000年からアメリカ国務省は、人身売買報告書を刊行し、世界各国の人身取引対策についてのランクづけを行っています。タイは2014年と2015年の2年に渡って、最低ランクの第3階層に位置付けられていたので、今年は最低階層から脱出することができるか注目が集まっています。6月30日のタイ時間の20時に同報告書の結果が発表され、タイは第3階層から「第2階層監視対象国」とランクを一つ上げました。

タイは、300から400万人の外国人労働移民を抱え、そのうちの何人かは、性産業、漁業、農業、工場、家事労働、物乞いなどの労働を強いられると記載されています。また、タイ人もタイ国内だけではなく、欧米、アフリカ、中東、アジアでも労働搾取や性的搾取の被害に遭っています。

ランクが上がった要因としては2008年の人身取引対策法の改正、裁判所や検察庁に人身取引対策専門の部署を設置したこと、人身取引エージェントと癒着している政府関係者の取り締まりの強化、違法漁業取締の強化や漁船の労働環境の改善への取り組みなどが評価されたことなどが挙げられます。



タイ国人身売買報告書

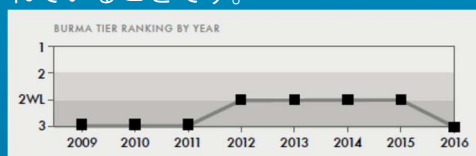
タイ国でも人身売買報告書を作成しています。社会開発人間安全保障省のシェルターで保護された被害者は471人で、その内345人が外国人です。外国人の内58%がロヒンギ

ヤとバングラデシュ人で、残りはラオス人、ミャンマー人、カンボジア人です。今年のタイの同報告書では、被害者の男女比のデータが掲載されていないのですが、カンボジア人及びラオス人の被害者の8割が18歳未満です。

ミャンマーは最低階層に

ミャンマーは2012年に最低階層の第3階層から第2階層監視対象国に格上げされましたが、4年連続で第2階層監視対象国とランクづけされた場合、5年目に第2階層に上がる条件を満たしていなければ、第3階層に必然的に落ちることになっています。

ミャンマーは主に人身取引の創出国です。特徴的なのは労働搾取以外に、子どもが兵士として人身取引されていることと、ミャンマー女性が中国に強制結婚という形態で取引されていることです。



ラオスは3年連続で第2階層監視対象国

ラオスに関しては、2015年と比較して人身取引対策の成果はあげていないものの、人身取引対策法の公布（2016年2月）や人身取引対策国家活動計画（2016-2020年）が作成されたことによって第2階層監視対象国にとどまることになったとあります。



アメリカ国務省の人身売買報告書は、ランクづけが客観的ではなく、政治的であるとの批判もあります。例えば、タイはメコン諸国の中では圧倒的に人身取引対策に関わる制度も施設も整っています。しかしながら、昨年までは、メコン諸国唯一の最低階層に属していました。タイの人身取引対策関係者は、アメリカの人身売買報告書が公平にタイを判断していないと不満に思いつつも、タイにおいて人身取引は大きな問題であることを認識し、様々な取り組みを行ってきました。

タイは、アメリカの人身売買報告書の公平性を批判しながらも、同報告書におけるランクを上げることが人身取引対策強化の一つのモチベーションとなっていたのも事実なので、このような報告書というのは、人身取引撲滅のための有効なツールだと思っています。

ちなみに、日本は先進国G7の中の唯一第2階層という不名誉なランクに位置付けられており、外国人技能実習制度及び女子高生ビジネスが人身取引の温床になっているとあります。ぜひ、人身売買報告書を読み、人身取引について理解を深めて頂けたらと思います。

人身売買報告書は以下のリンクから読むことができます。

<http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/2016/index.htm>

注1：人身取引被害者の認定数は720人

東南アジア各国の階層

- 緑色：第1階層
(フィリピン)
 - 黄色：第2階層
(カブザア、バトナム、インドネシア、ブルネイ)
 - オレンジ：第2階層監視対象国
(タイ、ラオス、マレーシア)
 - 赤色：第3階層
(ミャンマー)
- (出典：TIP Report p.58から作成)